

長崎県理学療法士協会 様

長崎県壱岐保健所 長
壱岐保健所 長 印

壱岐地域リハビリテーション連絡協議会委員の就任について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、地域リハビリテーション支援体制整備事業の推進および、XXXXXXXXXX様の標記協議会委員としての御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

長崎県におきましては「地域リハビリテーション支援体制整備事業」の一環として、老人福祉圏域毎に地域リハビリテーション連絡協議会を設置し、円滑な事業推進について協議を重ねているところであり、当保健所においても、別添の「壱岐地域リハビリテーション連絡協議会設置要綱」に基づき、協議会を開催しております。

この度、XXXXXXXXXX様の委員任期満了に伴い、あらためて長崎県理学療法士協会 様より標記協議会委員として御協力を賜りたく存じます。

誠に勝手ながら承諾の上は、承諾書（別紙 1）へ署名、押印のうえ、令和 5 年 7 月 3 1 日（月）までに、同封の返信用封筒にて送付いただきますよう併せてお願いいたします。

記

【任 期】 令和 5 年 8 月 1 日～平成 8 年 7 月 3 1 日（3 年間）

【開催頻度】 1 回／年予定（1 月頃開催予定）

【添付書類】

- 1) 承諾書（別紙 1）
- 2) ・長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業実施要領
・壱岐地域リハビリテーション連絡協議会設置要綱
- 3) 返信用封筒

地域保健課 担当：岩永
住所：壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5
TEL：0920-47-0260
FAX：0920-47-6357
E-mail：hiroto-i@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業実施要領

1 目的

本事業は、「地域リハビリテーション推進のための指針」（平成18年3月31日付老老発第3310066号 改定令和3年5月17日付老老発0517第1号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）に基づき、高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送るために必要なリハビリテーション事業が、適切かつ円滑に提供されることで、地域包括ケアシステムの構築かつ市町の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図る。

2 実施主体

長 崎 県

3 事業内容

(1) 長崎県地域リハビリテーション推進部会

県は、長崎県地域包括ケアシステム推進協議会に長崎県地域リハビリテーション推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

ア 推進部会の役割

(ア) 地域包括ケア推進に資するリハビリテーションのあり方の検討

県内のリハビリテーションの提供体制及び地域支援事業（一般介護予防事業における地域リハビリテーション活動支援事業含む）の実態を把握するとともに、県単位でのリハビリテーションのあり方を検討する。

(イ) 地域リハビリテーション連携指針の作成

脳卒中等の疾患について、急性期から回復期、生活期へと必要なリハビリテーションの内容が移行していく過程、さらに高齢者等の閉じこもりや心身機能の低下等の予防対策等についての十分な理解を踏まえ、医療機関と保健、福祉の担当機関との円滑な連携のための指針を作成する。

(ウ) 長崎県リハビリテーション支援センター・地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整・協議

推進部会は、(2)及び(4)に掲げる長崎県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定のために必要な調整及び協議を行う。

(2) 長崎県リハビリテーション支援センター（以下、県支援センター）

県は、推進部会の意見を聴いて、地域リハビリテーションを推進するための中核として、以下に掲げる事業を実施する県支援センターを1箇所指定するものとする。県支援センターの役割としては以下が挙げられる。

ア 関係団体、医療機関との連絡・調整、県行政への支援

医師会をはじめとする関係団体、医療機関（救急医療実施医療機関を含む。）との連携を密に行い、必要な連絡・調整を実施する。県行政担当者に対してリハビリテーションに関する助言や支援を行う。

イ リハビリテーション資源の調査・情報収集

リハビリテーションの実施及び関係機関との連携に資するため、地域におけるリハビリテーションの実施体制等に関する調査を実施する。

ウ 地域リハビリテーション広域支援センターへの支援

県支援センターは、地域リハビリテーション広域支援センターに対して、相談支援、新たなリハビリテーション技術の研修等を行う。

エ 研修の企画等

行政職員及びリハビリテーション専門職に対し、地域リハビリテーション広域支援センターと協働し研修の企画等を行う。

オ 災害リハビリテーション体制整備、調整

関係職種が協働する災害リハビリテーションの支援体制の構築及び調整を実施する。

(3) 地域リハビリテーション連絡協議会（以下、「連絡協議会」）

推進部会及び長崎県リハビリテーション支援センターとの緊密な連携を図り、保健所を事務局として連絡協議会を設置する。

ただし、保健所に事務局設置が困難な場合は、県長寿社会課に事務局を設置することができる。

ア 連絡協議会の構成

連絡協議会は、老人福祉圏域における保健・医療・福祉関係者及び、その他事業の推進に必要と認められる者を構成員とする。

イ 連絡協議会の役割

(ア) 圏域内のリハビリテーション提供体制（リハビリ資源等）の整備、連携体制の現状・課題の把握及びその解決に向けた取組の推進

(イ) 圏域内の地域リハビリテーション連携指針等の策定

(ウ) 地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整、協議

(エ) 地域リハビリテーションの推進に係る事項の協議

ウ 事業報告

(ア) 事務局は、記録を整備し、保管する。

(イ) 事務局は、事業終了後、県長寿社会課へ報告する。

(4) 地域リハビリテーション広域支援センター（以下、広域支援センター）

長崎県は、推進部会の意見を聴いて、以下に掲げる事業を実施する広域支援センターを地域の実情に応じて指定する。

指定に関しては、地域の実情を考慮し、各地域における連絡協議会の意見を参考に調整を図る。

広域支援センターの役割としては以下が挙げられる。

ア リハビリテーション関係者等への支援

(ア) 地域住民の相談への対応に係る支援

(イ) 福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援

(ウ) 包括支援センター等への支援

イ 地域における行政職員及びリハビリテーション実施機関・介護福祉施設・事業所等の従事者に対する研修会の開催

ウ リハビリテーション専門職等の連携に資する支援及びリハビリテーション施設の共同利用

4 関係機関との連携

老人福祉圏域における支援体制整備及び事業実施にあたっては、市町及び関係機関等の協力を得ながら推進を図るものとする。

5 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、平成29年 4月 1日から適用する
 この要領は、令和 5年 4月 1日から適用する

壱岐地域リハビリテーション連絡協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 高齢者や障害のある人々が、住み慣れた地域において生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの適切かつ円滑な進捗を目的として、壱岐地域リハビリテーション連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 圏域内のリハビリテーション提供体制（リハビリ資源等）及び連携体制の現状・課題の把握に関すること
- (2) 圏域内の地域リハビリテーション連携指針等の策定に関すること
- (3) 地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整・協議に関すること
- (4) 地域リハビリテーションの推進に係る事項の協議に関すること

(組織)

第3条 連絡協議会は、20名以内とし、壱岐圏域医療圏における保健・医療・福祉関係者及びその他地域リハビリテーション事業の推進に必要と認められる者で構成する。

- 2 連絡協議会委員は、保健所長が委嘱する。

(会長・副会長)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長各一人をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、連絡協議会の会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。但し、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 連絡協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 連絡協議会は、委員の2分の1以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数の賛成を得て決定する。
- 3 委員は、やむを得ない事情によって本会議に出席できない場合は、代理の者を指名し、委員の職務を代理させることができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会に、専門部会を設置する。

- 2 専門部会の委員は、協議会の承認を得て会長が指名する。
- 3 専門部会は、具体的な推進方策の検討など、専門的、日常的な事項を取り扱う。

(事務局)

第8条 連絡協議会の事務局は、老岐保健所内におく。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成13年1月10日から適用する。

この要綱は、平成15年2月18日から適用する。

この要綱は、平成23年3月15日から適用する。

この要綱は、平成28年2月24日から適用する。